

平成30年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年12月7日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年12月7日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長職務代理者	2番	増岡	美知子						
委員	3番	土山	秋吉	4番	中嶋	英徳	5番	松野	智子
	6番	濱崎	伸二	7番	嶋田	正忠	8番	大淵	一弘
	9番	島川	俊昭	10番	石井	博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村	建治	楠田	源志	池上	春男
六栄区域	池上	章	徳永	章	城戸	政治
長洲・清里区域	坂井	隆浩	磯川	伸哉		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北	圭右
----	----	----	----
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田	泰滋
農業委員会事務局	書記	木原	弘智
9. 提 出 議 案

報告第19号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第28号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第30号	農用地利用集積計画（案）の決定について
その他	

事務局	<p>それでは、始めたいと思います。起立。礼。着席。</p> <p>ただいまから、平成30年度第9回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日ですけれども、濱北会長におかれましては、御身内のほうにちょっと御不幸がありまして本日は欠席でございます。そのため、増岡会長職務代理者より御挨拶をお願いいたします。</p>
増岡会長職務代理者	<p>こんにちは。済みません。突然の代理でございますけれども、大変不慣れでございますから皆さんの御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>座ってお話しさせていただきますけれども、今年はとても暖冬で、いろんな野菜も太り過ぎて野菜が安くなったりとか。ほかのところはよかったんでしょうかね。大豆とかというのは、もうとられたでしょうから。順調に行けばいいなと思いますけれども、これから寒くなるというところで皆さん気をつけてほしいと思います。今日はよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。1番、濱北会長より欠席の届出の連絡がっております。</p> <p>本日の出席人は10名中9名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告させていただきます。</p>
増岡会長職務代理者	<p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は開議の議長となりますが、本日欠席でございますので、同規則第18条第1項の規定に基づき、以降の議事進行は増岡会長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の提出議案は、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第30号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議案といたします。</p> <p>まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、5番松野委員、6番濱崎委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。1ページです。</p> <p>報告第19号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、1ページからになります。</p> <p>報告第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。</p> <p>議案書の1、2ページ、受付番号につきましては47番から53番に</p>

	<p>なります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。</p> <p>数が多いですけれども、以上で報告第19号の説明を終わらせていただきます。</p>
増岡会長職務代理者	<p>ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますでしょうか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
増岡会長職務代理者	<p>質問がなければ、報告第19号を終わります。</p> <p>次に進みます。3ページです。</p> <p>議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、受付番号11番から13番は関連がありませんので、一括して行います。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。</p> <p>議案書の3、4ページになります。受付番号11番は売買による所有権移転、受付番号12、13番は使用貸借権の設定ということでございます。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、5ページから10ページに字図等を載せております。大体腹赤小学校と腹栄中学校の西側周辺というところでございます。</p> <p>申請内容、許可基準等について御説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号11番は、説明資料の1ページ、受付番号は12番はその後ろの2ページ、13番は3ページになります。なので、ちょっと飛びますが、併せてごらんいただければというふうに思います。</p> <p>全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積3,687㎡、農作業歴40年の経験がございます。家族二人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用するというところでございます。</p> <p>機械の所有状況でございます、トラクター1台、動力噴霧器、管理機1台を所有されておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅周辺、あるいは車で5分程度というところでございます。</p> <p>地域との調和要件、申請地にはこれまで野菜の作付がしてあり、今後も作付を行っていくため、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。また、申請地周辺は住宅地のた</p>

増岡会長職務代理者	め、住宅や住民等に迷惑をかけないように、作業や農薬の使用に注意して作業を行っているところでございます。
松野委員	取得後の下限面積要件につきましては、受付番号11番から13番を合わせまして、取得後は5,262㎡であり、下限面積5,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。
増岡会長職務代理者	以上、受付番号11番から13番の説明を終わらせていただきます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番、松野委員お願いいたします。
松野委員	申請番号11番から13番を説明いたします。
増岡会長職務代理者	申請地の目の前が申請人の自宅です。13番は申請人の自宅の裏手に隣接している土地です。12番の土地は月華苑から向野の踏み切りのほうに向かっていただくと、ハウスが見えてきます。それを清源寺の住宅のほうに入っていただいで田んぼの中にすぐ見える家の周りの畑です。
増岡会長職務代理者	12番も13番も隣接する道路はありませんが、申請人の親族の自宅ですので、庭先に車を入れて作業をされても何も問題はないかと思えます。
増岡会長職務代理者	現在、土地もきれいに畑をつくられているので、何ら問題はないかと思えますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
増岡会長職務代理者	ありがとうございます。
楠田推進委員	続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見を伺います。楠田です。
増岡会長職務代理者	今、松野委員がおっしゃいましたとおり、民家がいっぱい立ち並んでいる間の家庭菜園と言うんですかね。もうずっと前からですね、耕作されております。野菜をつくられておりました、委員の言われたとおり、何ら問題はないかと思えます。
増岡会長職務代理者	ありがとうございます。
増岡会長職務代理者	事務局と担当委員、担当推進委員により説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。
増岡会長職務代理者	－ありません の声有－
増岡会長職務代理者	なければ、受付番号11番から13番まで、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
増岡会長職務代理者	－賛成者挙手－
増岡会長職務代理者	全員賛成ですので、受付番号11番から13番までについては原案どおり決定いたします。
増岡会長職務代理者	次に進みます。12ページです。
増岡会長職務代理者	議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。まず、受付番号21番を御説明いたしま

す。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、13、14ページに字図等を載せております。向野郵便局周辺ということになります。

許可基準等につきまして御説明いたします。説明資料の5、6ページを併せてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他工業施設、または公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年1月10日着工予定、平成32年1月9日完成予定で適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建設によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事の予定はなくて、現況の高さのまま利用するとともに、周辺はほぼ住宅であるため、営農への被害はないということでございます。

また、工事に際しては、隣接地へ影響がないよう施工するとともに、万が一被害が出た場合には、責任を持って対処するというところでございます。

その他、給水は町上水道と、排水につきましては、汚水につきましては、町下水道、雨水については自然浸透ということでございます。

以上、受付番号21番の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

増岡会長職務代理者

ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番島川委員、お願いいたします。

島川委員

島川です。

現地は、もう区画整理してあって、そこに3軒か4軒あって、そ

増岡会長職務代理者 城戸推進委員	の隣です。何ら問題はないと思います。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひします。
増岡会長職務代理者	続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。推進委員の城戸です。 別に何も問題はないかと思ひます。皆様の審議のほうよろしくお願ひします。
増岡会長職務代理者	ありがとうございます。事務局と担当委員、担当推進委員より説明がございました。この件について、質問等はございませんでしょうか。ありませんでしょうか。 －ありません の声有－
増岡会長職務代理者	なければ、受付番号21番について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 －賛成者挙手－
事務局	全員賛成ですので、受付番号21番は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。 次に進みます。受付番号22番です。事務局より説明を求めます。それでは、受付番号22番になります。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。 申請地は15、16ページに字図等を載せております。六栄保育所の東側のほうになります。 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7、8ページをあわせてごらんください。 申請理由につきましては、自己所有住宅地への進入路建設に伴う売買による所有権移転となっております。なお、この申請につきましては、隣接地を平成30年5月10日付で、譲受人による個人住宅建設による農地転用許可がなされております。 現在、住宅建設の基礎工事が施工されておりますが、当時今回の申請地を進入路として申請すべきであったところを申請漏れというところで、改めて申請するというところでございます。 申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、基本的に第1種農地と判断しておりますが、例外的に許可できる場合が定められております。 例外要件につきましては、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に設置されるものであるため、不許可の例外に該当するところの判断でございます。 資力につきましては、平成30年5月10日付にて許可を受けた際の申請時に本申請の資金も含まれているため、適当と判断しておりま

す。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年1月15日着工予定、平成31年11月30日完成予定というところで、適当と判断いたしております。

計画面積の妥当性につきましては、平成30年5月10日付で許可を受けた住宅用地292㎡、それと今回の申請地の126㎡を合わせまして418㎡ということで非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、南側農地との土手にはコンクリートブロックを積み、崩落防止を実施することとさせていただきます。

その他、住宅進入道路の建設ということで、給水と排水はございません。

以上、受付番号22番の説明を終わらせていただきます。

増岡会長職務代理者 ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番島川委員お願いいたします。

島川委員 島川です。

この前申請があったところですので。ただ、漏れとった分です。よろしくをお願いします。

増岡会長職務代理者 続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸です。

これはもう宅地に入る進入道路ということで、別に何の問題もありません。皆様の審議のほうよろしくをお願いします。

増岡会長職務代理者 ありがとうございます。

事務局と担当委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問等はございませんか。

土山委員 16ページばこう見てもらおうとわかりますが、どがんなっとるんですかね、ここは。

事務局 道路の一部です。

増岡会長職務代理者 ほかにありませんか。

楠田推進委員 資料のですね、7ページ。この上のほうに名前を書いて、持ち分の10分の1、10分の9、これは何のことですか。

事務局 所有権の持ち分です。丸々やるんじゃないで、権利の10分の1だけを移転するということです。

楠田推進委員 今までこういう持ち分ば書いてなかったじゃないですか。1回も出とらんやったけん。

事務局 今までの申請で、連名とかってあったこと何回かあると思うんで

すよ。住宅ば建てるときに、連名とか。ただ、きっちり書いてください。

増岡会長職務代理者 ほかにありますか。
－ありません の声有－

増岡会長職務代理者 意見がないようでしたら、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
－賛成者挙手－

増岡会長職務代理者 全員賛成ですので、受付番号22番は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
次に進みます。17ページです。
議案第30号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第30号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
今回の申請につきましては、18ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括になります。
続く19ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積ということになります。
詳細につきましては、21ページからになります。賃借権が今回42件、61筆、7万5,549㎡、期間借地が2件、2筆、4,003㎡となっております。

増岡会長職務代理者 以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。
ただいま事務局より説明がありました。
この件について、何か質問等はございませんか。
－ありません の声有－

増岡会長職務代理者 なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
－賛成者挙手－

増岡会長職務代理者 全員賛成ですので、第30号は原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、その他の件について何か御意見、御質問等ございますか。
－ありません の声有－

増岡会長職務代理者 それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

（その他事務局説明）

1. 非農地化について
2. 農業委員会ブロック別研修会について

増岡会長職務代理者
事務局

これをもちまして平成30年度第9回長洲町農業委員会定例会を
閉会いたします。不慣れながら御協力ありがとうございました。
起立。礼。

閉会（終了 午前10時49分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印